

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月12日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 菊 地 伸 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月29日から 令和 7年11月 5日まで
開札期日	日 時 令和 7年11月12日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月10日 午後 1時00分 場 所 さいたま地方裁判所熊谷支部
特別売却 実施期間	令和 7年11月17日 午前 9時10分から 令和 7年11月21日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、入札期間の最終日は午後5時までです。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3☆	3,680,000 2,944,000	一括	736,000	37,945	9,821
1	1,430,000				
2	60,000				
3	2,190,000				



物 件 目 録

1 所 在 本庄市小島五丁目
地 番 815番1
地 目 宅地
地 積 164.92平方メートル

☆2 所 在 本庄市小島五丁目
地 番 816番4
地 目 畑
地 積 7.47平方メートル

(現況)

地 目 宅地, 一部通路

3 所 在 本庄市小島五丁目 815番地1
家屋 番号 815番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 77.01平方メートル
2階 49.68平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 7月15日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 菊 地 伸 行

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

隣地(地番816番6)との境界が不明確である。

【物件番号2】

本件土地の一部は通路として利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 本庄市小島五丁目
 地 番 8 1 5 番 1
 地 目 宅地
 地 積 1 6 4 . 9 2 平方メートル

- 2 所 在 本庄市小島五丁目
 地 番 8 1 6 番 4
 地 目 畑
 地 積 7 . 4 7 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地, 一部通路

- 3 所 在 本庄市小島五丁目 8 1 5 番地 1
 家屋 番号 8 1 5 番 1
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 7 7 . 0 1 平方メートル
 2 階 4 9 . 6 8 平方メートル



令和 7年(ヌ)第 10号
令和 7年 5月 2日受理
令和 7年 6月 11日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所熊谷支部

執行官 大 島 孝 次

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 本庄市小島五丁目 |
| | 地 番 | 8 1 5 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 4 . 9 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 本庄市小島五丁目 |
| | 地 番 | 8 1 6 番 4 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 7 . 4 7 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 本庄市小島五丁目 8 1 5 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 8 1 5 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 7 . 0 1 平方メートル
2 階 4 9 . 6 8 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	本庄市小島五丁目3番21号			
土地	物件1, 2			
現況地目	■宅地(物件1, 2) □公衆用道路(物件) ■通路(物件 2)			
形状	□公図のとおり ■地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □			
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	■ 「その他の事項」のとおり			
建物	物件 3			
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:			
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	■ 「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 □ある [保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1, 2関係

1 本各土地と隣接地との境界について

- (1) 本各土地の範囲は、土地建物位置関係図（以下「関係図」という。）に表示したア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ線の範囲内である。
- (2) 関係図記載のア、イの各点を結んだ線は、公道に面しており、ほぼ明確である。
- (3) 関係図記載のイ、ウ、エの各点を結んだ線は、明確な区分がなされていないため、不明確である。
- (4) 関係図記載のエ、オ、カ、キ、アの各点を結んだ線は、ブロック塀等により区分されており、明確である。

2 物件2の土地の「占有状況」について、地積測量図に基づき概測した結果、815番6の土地に隣接する物件2の土地の一部（815番6の土地の門に隣接する部分）が通路として利用されているものと思われる。

なお、利用関係の詳細については、関係者から事情を聴取することができず不明である。

3 本土地（物件1）上に、構築物（工作物・駐輪場）が存在する。

■ 物件3関係

調査時の実情

本建物に臨場し、立入調査協力依頼を試みるも協力が得られなかったことから、解錠の上立ち入って調査を実施した。建物内には、家財道具等が存在するとともに、現に居住の用に供されている様子が窺えた。

なお、建物内には、所有者宛郵便物が多数存在し、所有者以外の第三者が占有しているような徴表は窺えなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 本各土地建物の占有関係について
現況から、2枚目記載のとおり認定した。
- その他
本土地（物件1）上に存在する構築物（駐輪場）については、定着性はあるものの遮へい性に欠けることから、非建物である土地に附合する工作物と認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月7日 (水) 15:50-16:05	物件所在地	外観調査
7年5月16日 (金) 13:50-14:00	同 上	占有確認等
7年6月10日 (火) 9:30-10:05	同 上	立入調査, 概測 [評価人同行]
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

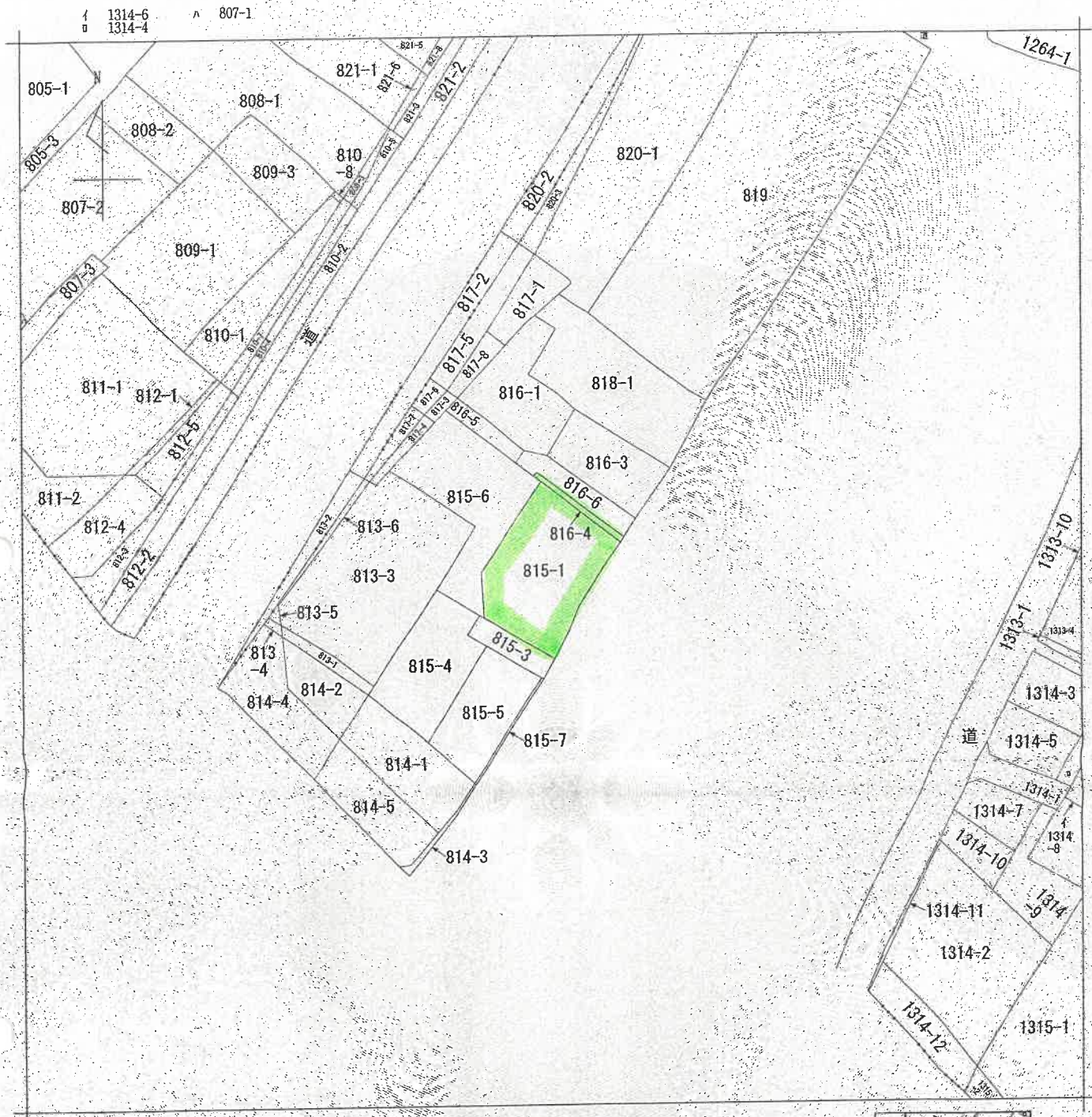
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 6 月 10 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

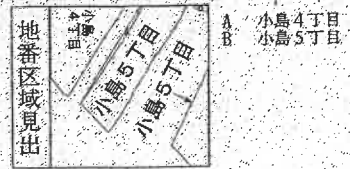
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	本庄市小島五丁目				地番	815番1		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考 付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3判をA4判に縮小

令和7年3月12日

さいたま地方務局本庄出張所

地図整理番号：M16481

登記官

(1/1)

(6枚目)

544、5、13

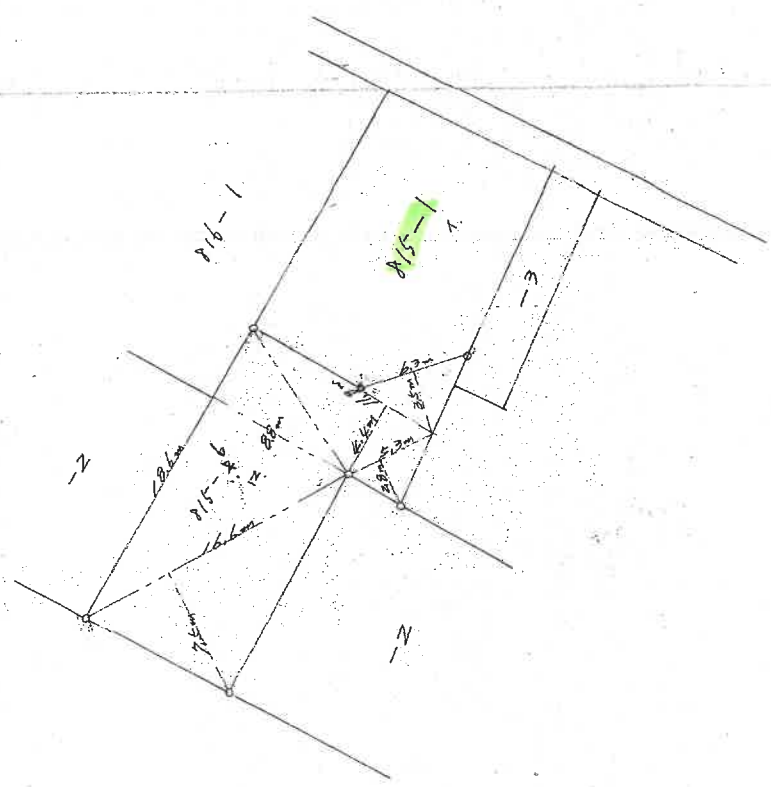
7230405

地番	815-1-6-1
土地の所在	本庄市小島字泉原

地積測量図

昭和44年3月5日	作製年月日
-----------	-------

作製者	申請人
-----	-----



求積表

16.6m x 25.2m	=	621.24 m ²
18.6m x 28.8m	=	811.84 m ²
11.8m x 44.2m	=	254.86 m ²
51.3m x 28.8m	=	742.2 m ²
6.3m x 35.5m	=	110.25 m ²
87		1894.95 m ²
357.42 m ²	-	1894.95 m ²
		- 164.925 m ²

(埼玉土地家屋調査士会 用紙)

縮尺	1/300
----	-------

これは複写の写しである。
(複写機により作成)
令和7年 3月13日
さいたま地方法務局本庁出張所

A3判をA4判に縮小

国土
院
地
政
庁

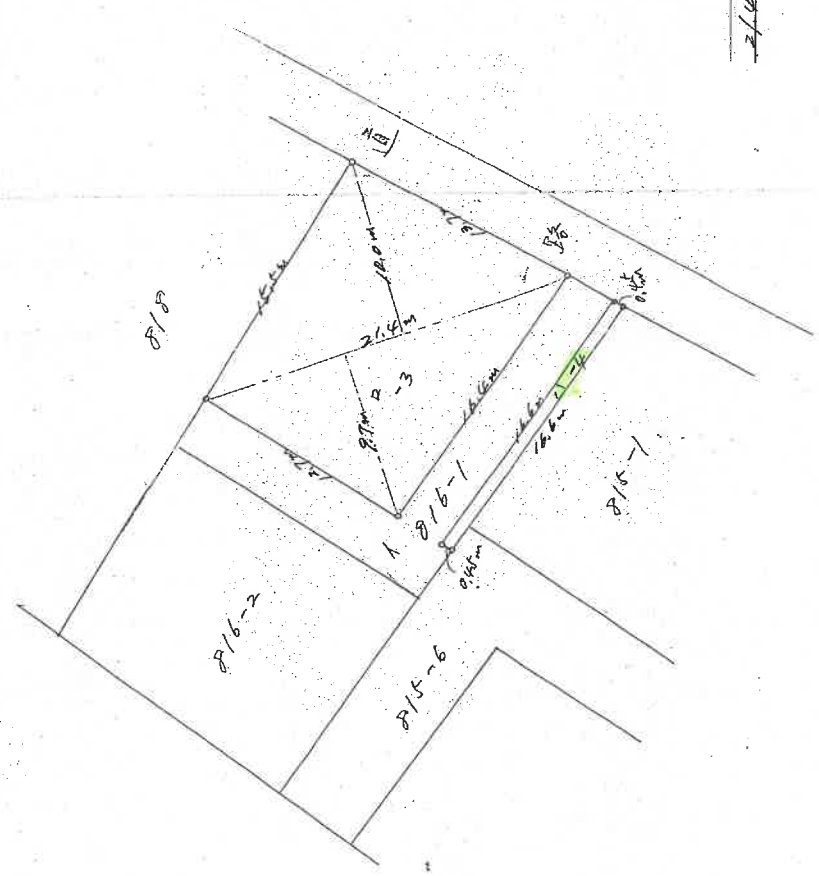
544.9.8

7230407

地 積 測 量 図

地 番	8/6-3.4.-1
土地の所在	本庁市村小島子原依原 泉原

作 製 年 月 日	作 製 者	申 請 人
昭和 44 年 9 月 2 日	[Redacted]	[Redacted]



$$\frac{2/4m(120m+8.7m)}{2} = 310.79m^2$$

$$16.6m \times 0.45m = 7.47m^2$$

(埼玉土地家屋調査士会 会 用 用 紙)

縮 尺	1/300
-----	-------

これは図面の写しである。
(複写機により作成)
令和7年 3月13日
さいたま地方法務局 庄田課

A3判をA4判に縮小

登記年月日：平成4年1月10日

8189603

各階平面図

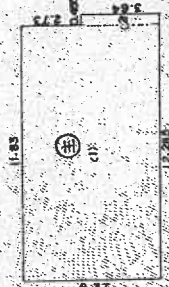
家屋番号

815-1

建物の所在

本市山崎5丁目 815-1 地

1階平面図



求積表

① 1階床面積	(1) 11.85	x	6.37	=	75.3571
	(2) 0.455	x	3.64	=	1.6562
			Σ	=	77.0133 m ²

2階平面図



求積表

② 2階床面積	(3) 10.92	x	4.55	=	49.6860 m ²
---------	-----------	---	------	---	------------------------

A3判をA4判に縮小

作製者

土地調査士
家屋

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

(埼玉)

4年1月8日作製

家士会用品

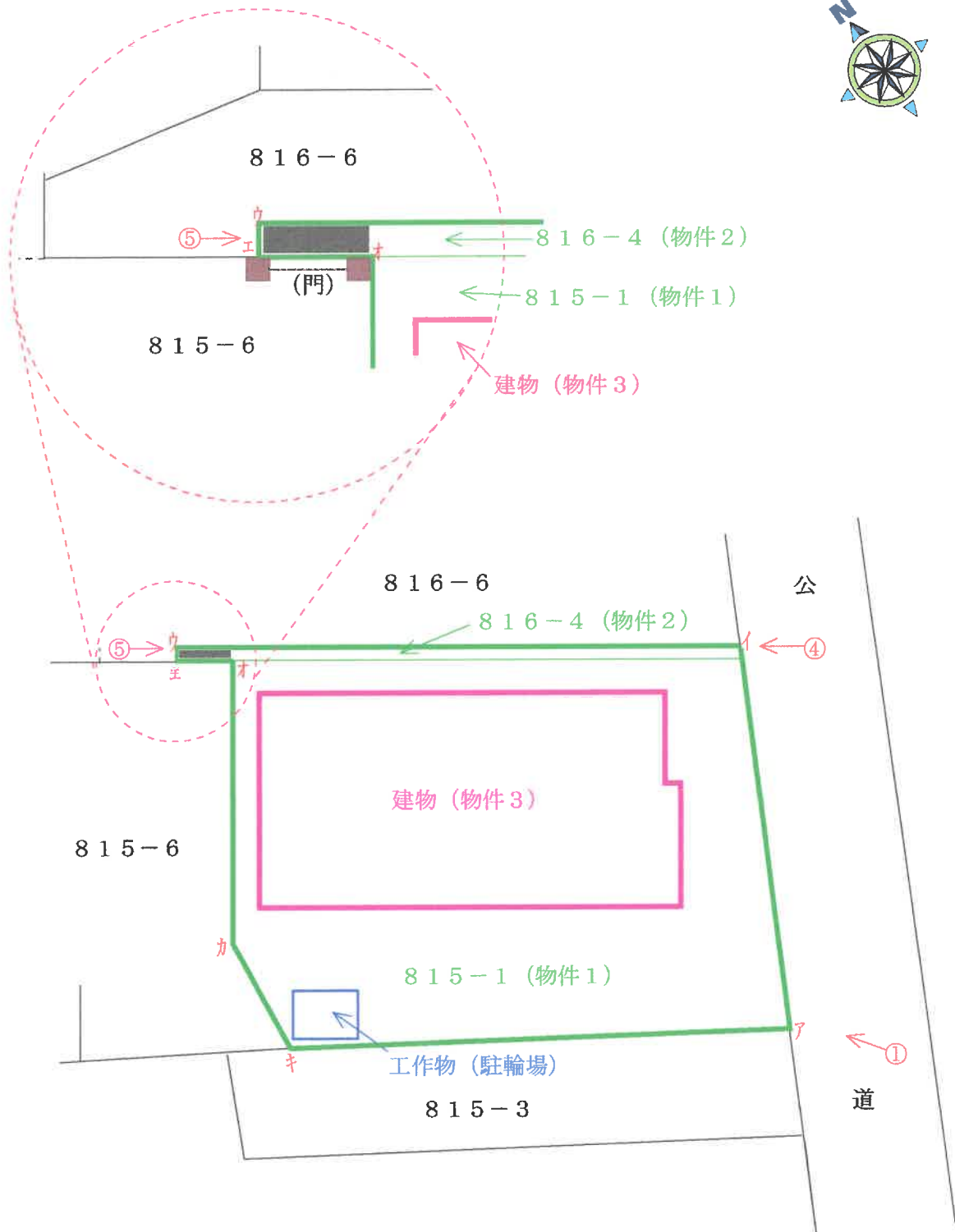
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月12日 さいたま市地方法務局本庄出張所

登記官

9 枚目

土地建物位置関係図

(写真撮影位置図)

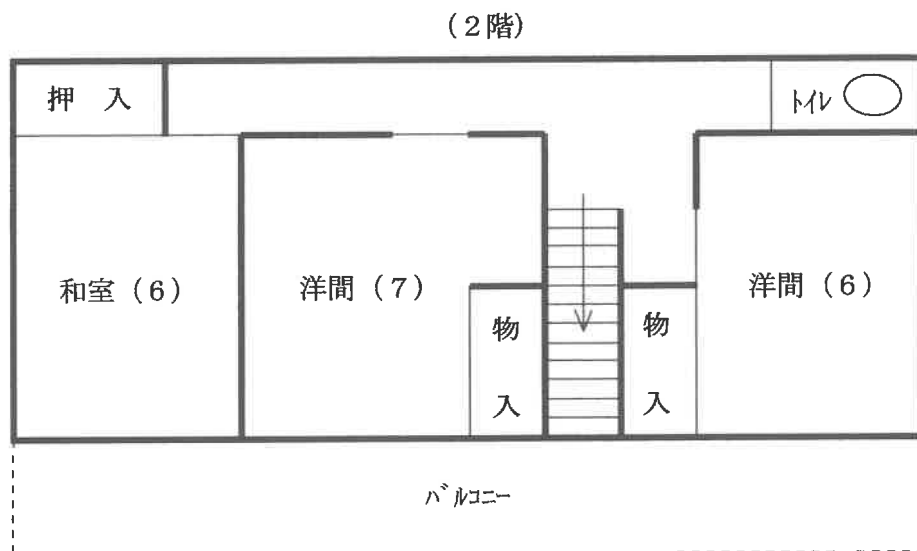
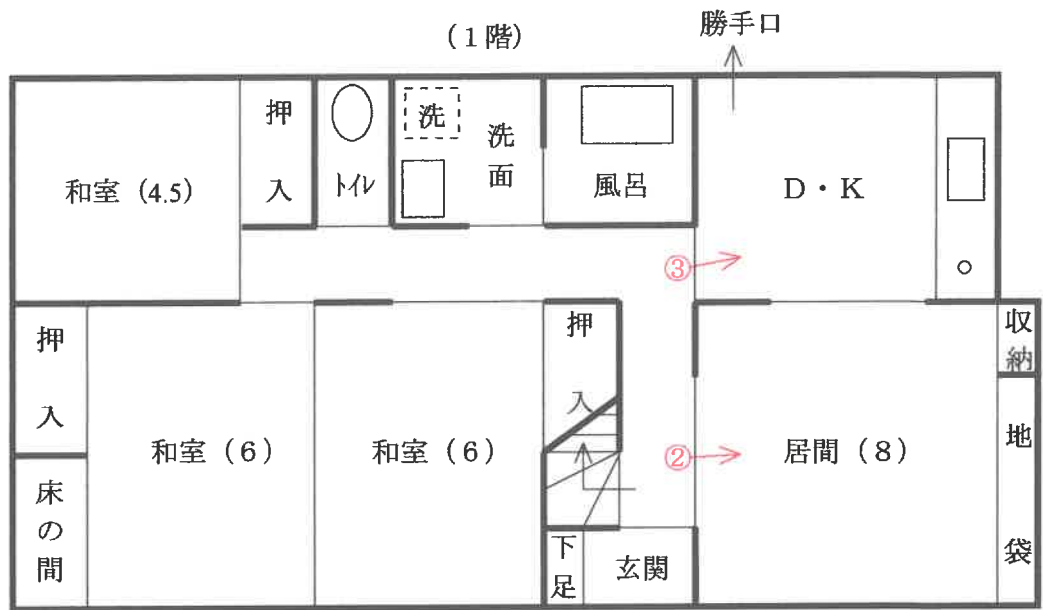


■ = 通路部分

○→ = 写真撮影位置・方向

建 物 間 取 図

(写真撮影位置図)



○ → = 写真撮影位置・方向



①



②



③



④



⑤

令和7年(ヌ)第10号
令和7年6月10日外現地調査
令和7年6月19日 評 価

さいたま地方裁判所 熊谷支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
新 井 寛 久

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 本庄市小島五丁目 |
| | 地 番 | 815番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 164.92平方メートル |
| 2 | 所 在 | 本庄市小島五丁目 |
| | 地 番 | 816番4 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 7.47平方メートル |
| 3 | 所 在 | 本庄市小島五丁目 815番地1 |
| | 家屋 番号 | 815番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 77.01平方メートル
2階 49.68平方メートル |

第1 評価額

一括価格	
金3,680,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,430,000円
物件2（土地）	金60,000円
物件3（建物）	金2,190,000円

- 1 一括価格は、物件1・2・3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	地目：宅地、一部通路
3	所 在 家屋番 種 号 構 類 床 造 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	J R 高崎線「本庄」駅 北西方約2.3km（道路距離） 付近に位置する。	
付 近 の 状 況	県道背後に戸建住宅や事業所等が建ち並び、その周囲には畑や寺院墓地も見られる住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% － －
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	172.39㎡（登記合計数量） ほぼ台形 ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況	南東側現況幅員約4m舗装市道（5168号線、建築基準法第42条1項1号適用道路）にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	①物件1・2は一体として物件3（建物）の敷地として利用されているほか、物件2の北西側一部（815番6に隣接する部分）は通路として利用されている。 ②隣接地とはブロック塀や実際の利用状況等により概ね区分されているが、北東側隣接地（816番6）との土地境界については不明確である。また、物件相互間の土地境界についても一体利用状況により判然としない。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ※ただし、私設の共有管により引き込まれている。 ガス配管 なし 下 水 道 未接続 ※前面道路に下水本管が埋設されているが、現在の排水は浸透枳により宅地内処理されていると思われる。	
特 記 事 項	①物件2（土地）は農地転用許可済み（昭和48年4月6日付第989号、目的：宅地拡張）の土地である。 ②土地上には本件建物のほか、駐輪場が設置されている。 ③隣接地の土地境界が一部不明確であるため現況地積の把握は測量を要するが、概測による現況地積は登記合計地積をやや超えていることが予想される。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日：平成3年12月30日新築（登記記載） 経過年数：約33年 経済的残存耐用年数：約5年（現況を考慮）	
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 瓦葺 サイディング その他 ビニールクロス、ジュラク壁、プリント合板 その他 ビニールクロス、ボード、目透天井板 その他 畳、フローリング その他 電気・給排水等、浄化槽、浴室・キッチン台 その他 アスベストの存否は不明 ※建物に附属する設備の作動状況は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり	
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり	
品 等	使用資材 施 工	普通 普通
保守管理の状態	概ね普通程度。 ※ただし、外壁サイディングの劣化が見られるほか、水平器によると2階居室の床にやや不陸箇所が認められること等から、建物自体にやや歪みが生じている可能性がある。	
建物の利用状況	所有者が住居として使用している。	
特 記 事 項	①建築確認済証：平成3年10月8日付第923号 完了検査済証：建築台帳記載なし ②アスベストの存否は不明であるが、アスベスト含有の成形板等の使用は否定できない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	29,200	0.94	164.92	0.75	3,400,000
2	29,200	0.94	7.47	0.75	150,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地（本庄－5）

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $32,100 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/110 \div 29,200 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、環境条件等+10%と判定した。

イ 個別格差：公共下水道未接続等を考慮-5%、一部通路減価-1%

（相乗積： $0.95 \times 0.99 \div 0.94$ ）

ウ 地積：登記数量を採用

エ 建付減価：建物と敷地・環境との関係及び建物経過年数等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	150,000	126.69	0.09	1,710,000

イ 現況延床面積：登記数量を採用

ウ 現価率：経過年数33年、経済的残存耐用年数5年、観察減価率(修繕の必要性及び中古建物の市場性等も考慮)-30%

（計算式） $5 / (33 + 5) \times (1 - 0.30) \div 0.09$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,400,000	0.40	法定地上権	1,360,000
2	150,000	0.40	法定地上権	60,000
合 計				1,420,000

イ 個別売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、課税上の割合等を参考に、建物の性質・地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,400,000	-1,360,000		1.00	0.70	1,430,000
2	150,000	-60,000		1.00	0.70	60,000
3	1,710,000	+1,420,000	1.00	1.00	0.70	2,190,000
一括価格 (合計)						3,680,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

(評価付記)

本件類似の不動産の需要は、自己用目的のもの、または自己用目的の者に転売することを目的とするものが一般的であることから、通常取引において、賃貸収益は重視されていないこと等を考慮し、収益還元法は採用しない。

第6 参考価格資料

地価公示価格（本庄－5）

所在 ・ 地番：本庄市小島2丁目1789番7

「小島2-5-11」

価 格：32,100円／㎡

位 置：「本庄」駅から約2.4km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：173㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北西4m舗装市道

用途 指定 等：市街化区域

第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：一般住宅の中に空地等が見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 周辺概況図（正本のみ）
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物位置関係図

位置図

対象物件

地価公示標準地



S1:10,000

本庄市役所「白図」

イ 1314-6
ロ 1314-4

ハ 807-1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A 3 版を A 4 版に縮小したものです



A 小島 4丁目
B 小島 5丁目

請求部	所在地	本庄市小島五丁目				地番	815番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月12日

さいたま地方法務局本庄出張所

地図整理番号：M16481

登記官

(1/1)

544.5.13

解

915-46, -1

5. 5. 5

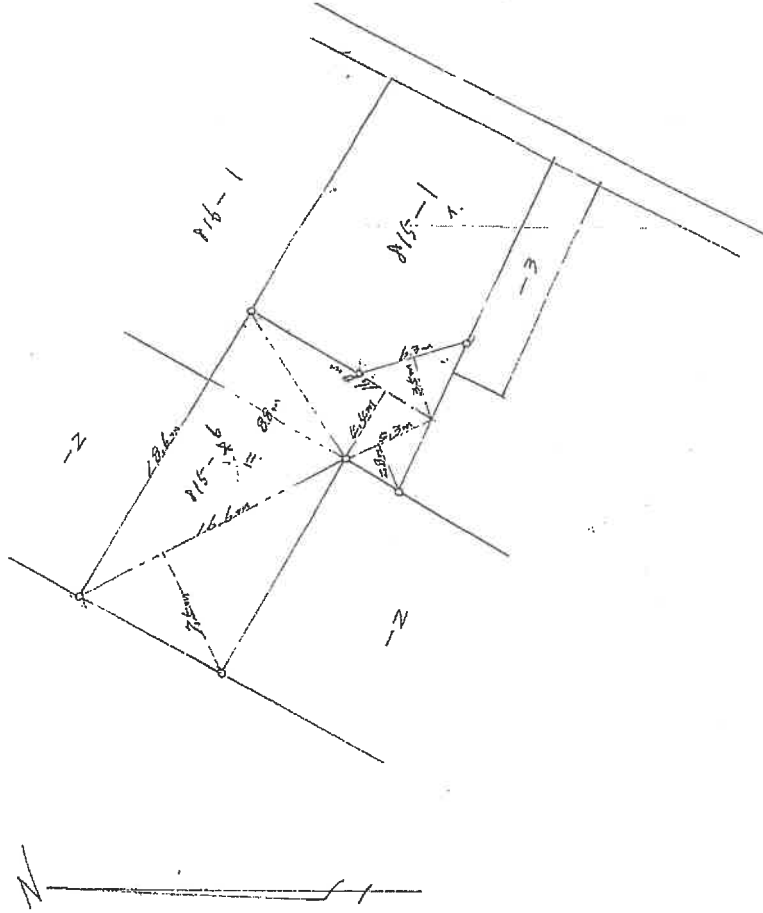
本庄市 寺小島 寺水阪

地積測量圖

昭和44年3月15日 製作年月日

作者

申請人



張 璠

1-26

$\frac{1}{10}$

1.

$$357.43m = -184.495m = 184.935m$$

尺 蠖

130

(埼玉土地家屋調査士会用品)

A3版をA4版に縮小したものです

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月12日 さいたま地方税務局本庄出張所

登記官

8189603

各階平面図

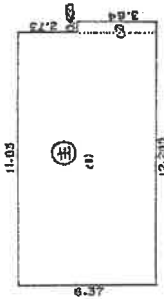
家屋番号

815-1

建物の所在

新庄市小島5丁目 815 条地 1

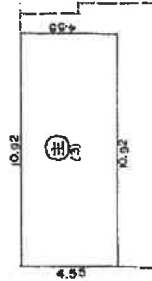
1階平面図



求積表

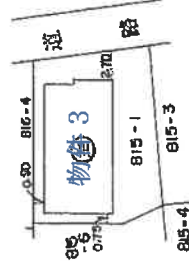
① 1階床面積	(1) 11.83	x	6.37	=	75.3571
	(2) 0.455	x	3.64	=	1.6562
					77.0133 m ²

2階平面図



求積表

② 2階床面積	(3) 10.92	x	4.55	=	49.6860 m ²
---------	-----------	---	------	---	------------------------



(単位:m)

作製者

8日作製

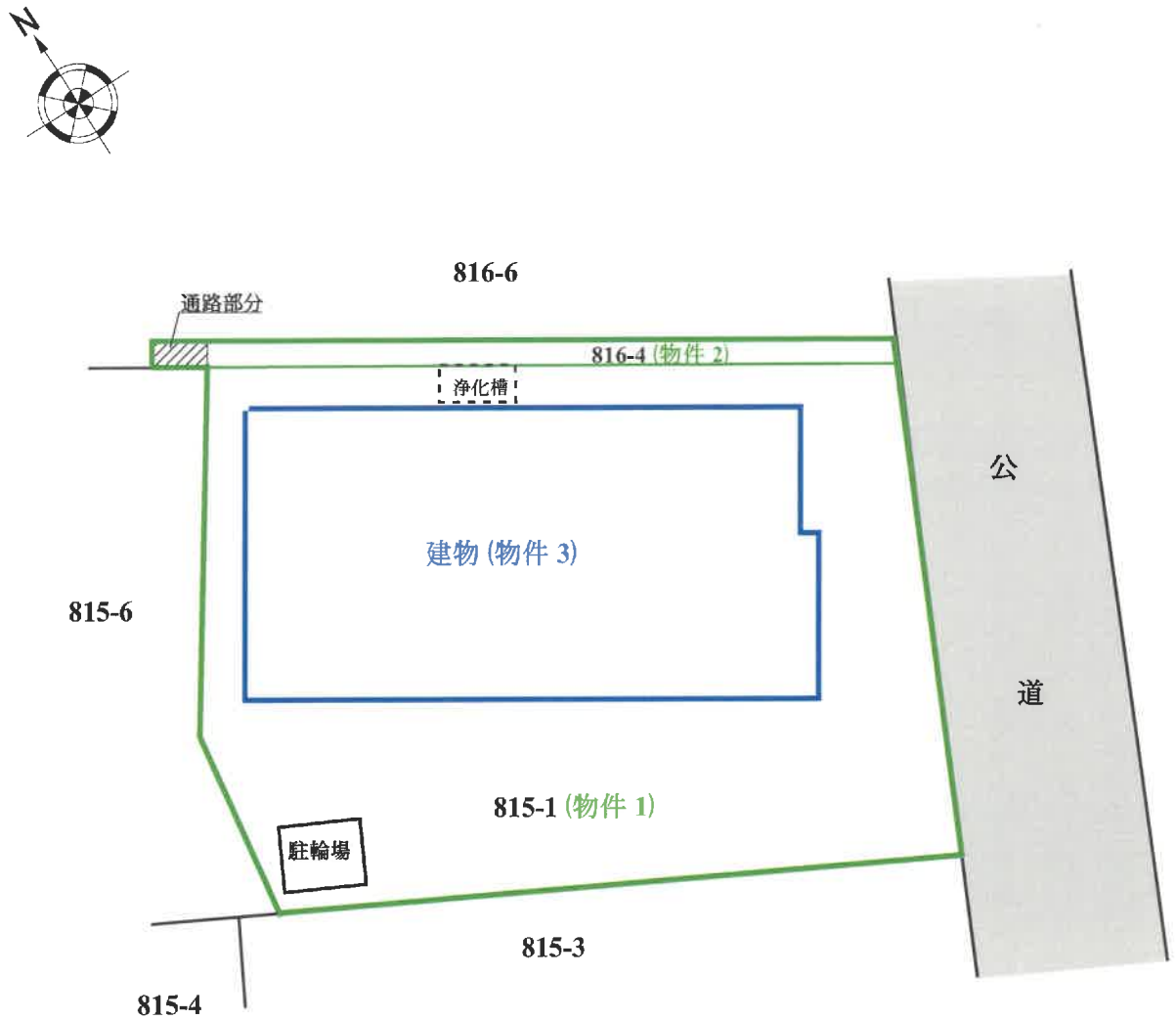
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(国土院工務部建築士会採用紙)

土地建物位置関係図



※物件の範囲及び建物配置は公図及び建物図面等を基礎として概略を明示した。

農地等の現況に係る照会に対する回答書

事件番号

令和7年(又)第10号

本農委発第23号

令和7年5月22日

さいたま地方裁判所熊谷支部 御中

本庄市農業委員長

令和7年5月2日付けをもって照会のあった件につき、下記のとおり回答します。

記

1 現地調査年月日	令和7年5月9日						
2 土地の表示と 現況地目	所 在	地 番	登記簿 地 目	面 積	土地所有者の住所・氏名		現況地目
					住 所	氏 名	
	本庄市小島五丁目	816番4	畑	7.47㎡	埼玉県本庄市小島 一丁目3番11号		非農地
3 転用許可等の 有無とその内容	有	許可等年月日		許可条項	転用目的	許可を受けた者の住所・氏名	
		昭和48年4月6日		5条許可	宅地拡張	本庄市小島五丁目3番2.1号	
	無	該当に○	許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。				
許可を得る必要がない案件である。							
4 都道府県から の指示事項	該当に○	原状回復命令を行わない					
		近く原状回復命令を行う					
5 地上権等の権利 の設定に関する 許可	有	許可等年月日		許可条項	設定に係る権利	申請者の住所・氏名	
	無						
6 適格証明書の 要 否	買受適格証明必要 ・第3条許可（現況が住宅敷地の一部となっていること、転用許可済みであることから、3条許可の証明書発行の蓋然性は低い。） ・第5条届出						
7 その他参考	○都市計画法関係			農 振 法 関 係			
	市街化区域			農 振 地 域 内		農振地域外	
	○			農用地区域内		農用地区域外	

記 載 注 意

- (1) 2の「現況」欄は「農地」又は「非農地」と記入し、「農地」と記入されたものは4の欄の記入は行わない。
- (2) 3の「許可等」とは許可及び届出の受理であり、「許可等を受けた者の住所・氏名」欄の記入は、権利の設定、移転に係る許可等の案件については権利の取得者とする。
- (3) 4の「現状回復命令」は、対象土地を農地の状態に回復すべきことを命ずるものをいう。また、4の欄は、許可条件違反により非農地化されている場合にも記入する。
- (4) 5の欄は、該当箇所には○印を付す。「その他」欄には、条件違反転用の内容その他参考となる事項を記載する。